

紀南環境広域施設組合職員の分限に関する条例

制定 平成25年8月1日 条例第12号

改正 令和元年9月27日 条例第1号

改正 令和2年2月25日 条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手續及び効果並びに失職の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(降任、免職及び休職の手續)

第2条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

2 職員の意に反する降任、免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事故が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。

3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(休職者の身分及び給与)

第4条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 休職期間中の給与については、紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第20号）の定めるところによる。

(失職の特例)

第5条 任命権者は、法第16条第1号に該当するに至った職員のうち、その罪が本人の故意又は重大な過失によらないものであり、かつ、刑の執行を猶予されたものについては、情状を考慮して特に必要と認めるときは、その職を失わないものとすることができる。

2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員が、その刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その取消しの日において、その職を失うものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（令和元年9月27日条例第1号）

- 1 この条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号。以下「整備法」という。）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日（令和元年 12 月 14 日）から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に整備法第 44 条の規定による改正前の地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「旧地方公務員法」という。）第 16 条第 1 号に該当して旧地方公務員法第 28 条第 4 項の規定により失職した職員に係る紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例の規定による期末手当及び勤勉手当の支給については、第 1 条の規定による改正後の紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例第 20 条第 1 項及び第 3 項、第 21 条第 2 号（同条例第 23 条第 5 項及び第 25 条第 7 項において準用する場合を含む。）、第 23 条第 1 項及び第 2 項並びに第 25 条第 6 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 2 月 25 日条例第 2 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。